

報 告

学生相談委員会の活動報告 -「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」参加報告とともに-

Report of activities of the student counseling committee:
with the report of mental health study conference in 2008

藤 平 保 茂

要約：平成18年4月に開学した大阪河崎リハビリテーション大学（以下、本学）は、開校初年度より学生相談委員会を発足し、学生相談室を開設した。学生数の増加に伴い、さまざまな相談が寄せられるようになった。その相談委員会の一員として、筆者は、平成20年9月18～19日に、国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催された「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」に参加した。本報告では、本学における学生相談委員会活動を紹介するとともに、研究協議会への参加について報告をおこなった。協議会で得られた報告や資料を基にして見えてくる本学の特色と、学習支援を中心とした今後の課題を述べた。

Key Words :学生相談、平成20年度メンタルヘルス研究協議会

はじめに

平成11年7月、当時の文部省高等教育部「大学における学生生活の充実に関する調査研究」が実施され、平成12年6月、その報告「大学における学生生活の充実方略について 一学生の立場に立った大学づくりを目指してー」（以下、「廣中レポート」）が提出された。その調査で、学生相談の機能を有する機関が、大学全体の92.3%で設置されていることが報告された¹⁾。この“廣中レポート”を受け、各大学は、名称の違いはある、学生相談に関する機能を工夫、

強化する流れとなった。

過去20年間で、わが国の大学数は250校以上、学生数は77万人増加しており、その間、大学・短期大学進学率は、36%から55%に上昇した²⁾。大学への進学率が高まるとともに、少子化によって大学への入学が比較的容易になったため、以前よりも多様な学生が入学するようになってきた。したがって、そのような学生に対して個別な支援を提供していくことも求められるようになっている³⁾一方で、大学などはより厳しい競争的環境の中に置かれ、学生や教職員のメンタルヘルスの悪化や過労が問題となっている⁴⁾。

そのような中で、平成18年4月、本学が開学した。開校初年度より学生相談委員会を発足し、学生相談室を開設した。学生数の増加に伴い、

Yasushige Fujihira
大阪河崎リハビリテーション大学
リハビリテーション学部 理学療法学専攻
E-mail : fujihiray@kawasaki-gakuen.ac.jp

さまざまな相談が寄せられるようになった。また、平成20年9月18～19日に国立オリンピック記念青少年総合センターにて「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」が開催された。この研究協議会は4年に一度の全国大会で、筆者は2日間の全日程に参加し、分科会では、教職員部会の「成績不良学生への対応」分科会に參加した。

そこで本報告は、3つの章立てにて構成した。第1章では、本学における学生相談委員会活動を紹介した。第2章では、「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」の参加報告をおこなった。第3章では、研究協議会で得られた報告や資料を基にして見えてくる本学の特色をあげ、学生相談における今後の課題をあげた。

第1章 学生相談委員会について

1.1 委員会の目的

本委員会は、相談室の運営および相談業務を通し、学生が大学生活を円滑に送ることができるよう支援することを目的としている⁵⁾。また、各委員や相談室に寄せられた相談事例を報告しあうことで、窓口となった相談委員への個人負担を軽減することを目的としている。

1.2 構成委員

平成20年度現在、学生相談委員会（以下、委員会）の構成委員は本学学長が任命した教職員12名で組織されている。委員長と副委員長が各1名配置され、構成委員は、精神科医1名、認定心理士の資格を持つ筆者を含む理学療法士3名、作業療法士4名、言語聴覚士1名の教員と、その他の教職員3名である。内訳は、男性7名、女性5名、年齢は、60歳代2名、50歳代4名、40歳代3名、30歳代2名、20歳代1名である。

1.3 定例会議

委員会は、毎月開催されている。委員会では、各委員から、前月中の相談事例と簡単なその内容が報告される。平成20年度は、プライバシーを遵守するため、相談学生の個人名を避け、学年と性別の報告にとどめられている。また、相談委員への個人負担の軽減を図るため、専門家への相談者の紹介を念頭に相談内容への意見交換がなされる他、適時運営に関する協議等がなされている。

その他、適時、年間を通して各地で実施されている学生相談やメンタルヘルスに関連するさまざまな研修会や研究大会が紹介されている。

その中で筆者は、委員会の代表として「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」に参加した。詳細については、別項にて報告した。

1.4 学生相談室の概要

1.4.1 相談室の設置および運営

専用の相談室として、本学1号館2階に、学生相談室を2部屋設置されており、学生相談室（以下、相談室）の運営は、委員会に委ねられている。

1.4.2 相談までの手続き

学生相談に関する詳細説明は、学生便覧の「学生活動支援」の章を通して行っている（図1）。また、委員別に相談日を設定し、学生掲示板等を通して公開している。

相談のある学生は、12名の相談委員の中から自由に担当者を選択し、事前に直接もしくは電子メールにてアポイントメントを取り、相談日と場所を予約する。相談場所は専用の相談室か各委員の研究室等であり、学生が選択する。また、委員は、受けた相談の内容によっては、他の委員会や教職員、専門家に紹介を行うことを学生に説明し、同意が得られれば、相談を受ける（図2）。

■ 学生相談

本学には学生相談室が設置されており、学生相談室委員が相談に応じています。学生相談は学生生活に円滑に行えるためのものです。各種の相談に応じますので一人で悩まず相談してください。

相談については、申し込みからその内容まで秘密は厳守されます。相談者のプライバシーの侵害や、不利益を生じることはありません。

学生相談では以下のような相談を受け付けています。気軽に利用してください。

- ・ 学業、退学、休学
- ・ 対人関係
- ・ 経済的問題
- ・ 悪徳商法、靈感商法、マルチ商法など
- ・ その他学生生活に関すること

1. 学生相談窓口

学生相談室での相談は予約制となります。学生相談委員・学生相談室担当者名は学生掲示板でお知らせしています。

学生係の相談受付専用アドレスまたは学生相談員のアドレスへ直接メールで申し込んでください。秘密は厳守します。

学生相談受付専用アドレス：soudan@kawasakigakuen.ac.jp

2. オフィスアワー (office hour)

本学では、教員が学生の授業に関する質問や相談を受けるために、オフィスアワーを設けています。曜日、時間については、学生掲示板でお知らせします。授業中の疑問を残さないためにも活用してください。

3. ハラスメント

セクシャル。ハラスメントに限らず、アカデミックハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談については、ハラスメント予防ガイドラインに則し、相談に当たります。

ハラスメントに該当するのかどうか、よく分からぬ場合でも気がかりなことがあれば、学生相談室で相談に応じますので、深く悩む前に学生相談員・学生相談担当者へ申し出てください。もちろん相談者のプライバシーには万全を期しますので安心してください。

図1 学生便覧の「学生生活支援」の章

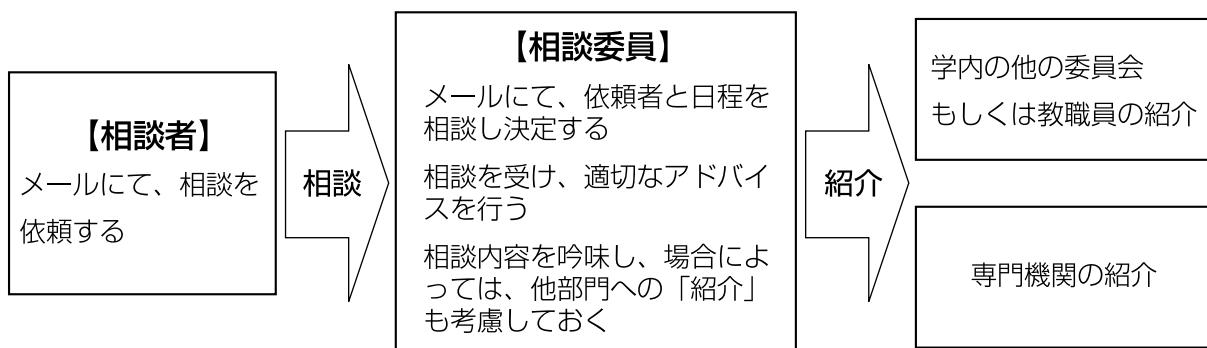


図2 相談の流れ

1.4.3 相談事例

平成20年度中に委員会のメンバーが受けた相談事例は、54例であった。

相談内容には、自分自身の悩みや対人関係に関する悩み、生活や金銭面に関する悩みなどがあった。なかでも、修学に関する相談が、全体の38.9%と最も多かった。

なお、相談事例の件数は、委員会メンバーである教職員が受けた事例のみであり、委員会メンバー以外の教職員が受けた相談事例はカウントされなかった。また、平成20年度は、第1学年から第3学年までの学生は在籍していたが、最終学年の4年生は在籍していなかった。

第2章 メンタルヘルス研究協議会について

2.1 研究協議会の目的および主催

研究協議会の目的は、日本学生支援機構学生支援担当者と各大学の学生支援担当者職員とが、協議を通じて組織的な問題も含めてメンタルヘルスについて検討することである。この研究協議会は、独立行政法人日本学生支援機構によって主催されている。

2.2 「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」報告

本学の学生相談委員会の代表として、「平成

20年度メンタルヘルス研究協議会」に参加した。詳細について、以下に報告する。

2.2.1 目的

過去3年間の全国7ブロックにおける地区研究協議会の成果と「メンタルヘルスからの高等教育への提言（2005）」を踏まえて、参加者相互で情報交換及び研究協議をすることであった。

2.2.2 主催および協力

今回の研究協議会の主催および協力は、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人九州大学、及び国立大学法人保健管理施設協議会、文部科学省であった。

2.2.3 テーマおよび構成

テーマは、『学生の多様なニーズとメンタルヘルス支援－キャンパス・メンタルヘルスからの現状と今後－』であった。

研究協議会の構成は、第1日は、全体会、基調講演、分科会で、第2日は、シンポジウム、主催者による総括であった。

2.2.4 研究協議会の要約

基調講演、分科会、シンポジウムの要約を、以下に報告する。

(1) 基調講演⁶⁾

基調講演では、「キャンパスにおける過重労働とハラスメントをなくすため－大学における基準作りに向けて－」をテーマに、弁護士でもある講師が、弁護士としての過労死や働き過ぎの問題について受けたさまざまな相談や裁判事例、大学のゼミの講師としての経験を基に、①現在を生きる若者を信頼し、人格を尊重すること、②忙しさによって、人間の心が亡くなることがあり、過度の労働が持つ危険性を認識すること、③管理的立場の人々は、医学的・科学的知識をもって、心身の病に対応すること、④大学研究教育をめぐる過度の競争関係を、理性的に規制していく視点が必要であること、⑤国として欧州を参考にして、ハラスメント規制立法・通達が必要であること、という改善のための問題提起を行った。

その中で、大学教員と学生、教員間でのパワーハラスメントやアカデミックハラスメントによる事例が紹介された。大学であれば学校教育上、強い指導、場合によっては、叱責をすることがあるが、このようなものひとつひとつを全ていじめとかハラスメントとか言わたのでは、仕事や教育はできないのではないかという疑問に対し、講師は、日本の場合、欧州と比較しても言動が悪質である場合が多く、ハラスメントかどうか微妙な事件だという議論以前のレベルにあることが多いようである、と指摘した。

(2) 分科会⁷⁾

分科会では、3つの部門でそれぞれのテーマが設定されていた。大学運営部会では、「ハラスメント・自殺などの自己への対応」、「学生支援のシステム作り（学生相談をどう機能させるか）」、「保護者との対応と連携」の3テーマに対し7分科会が、教職員部会では、「いじめ・対人関係の問題」、「引きこもり・不登校への対応」、「成績不良学生への対応」、「女子学生

が抱える問題」、「発達障害の問題」、「学生支援のための教職員の連携の仕方」、「保護者との対応と連携」の7テーマに対し15分科会が、高等専門学校部会では、「発達障害への対応」、「いじめ・ハラスメント」、「連携の諸問題」の3テーマに対し3分科会が設けられ、参加者は、それぞれの分科会にて討議を行った。

筆者は、「成績不良学生への対応」⁸⁾をテーマにした分科会に参加した。当分科会は、司会者と助言者および15大学よりの参加者からなり、医療系大学が9大学と多く、文系大学が4大学、理系大学が2大学という構成であった。参加者の職種は、教員11名、事務職員4名であった。

参加者には事前に、自大学で苦慮している点や実践的取組みを問うアンケートが、助言者から送付されていた。分科会当日は、アンケート結果を振り返った後、討議したい内容を発言するよう提案された。筆者は、今までの担任業務や学生相談委員の経験から、「至れり尽くせりの支援をどこまでやるのか」という問題提起を行った。

その結果、①「成績不良学生への具体的な支援方法」、②「成績不良とメンタルヘルス不全との関係」、③「至れり尽くせりの支援をどこまでやるのか」、④「関係部署間の連携について」という4つのサブテーマが出され、討議が行われた。

分科会の前半で、①についての情報交換を行なった後、助言者からのミニレクチャーをはさみ、後半で、②～③について討議し、分科会テーマの理解を深めた。

その中で、筆者にとって非常に印象的であった助言者の言葉を紹介する。

ミニレクチャーにて、助言者から、「専従の学生相談員としての立場で相談業務に携わっていた頃は、学生相談の場で少しづつ自分を語り自己理解を深めつつ7年間かけて卒業していった学生とのカウンセリング経験など、重く深刻

な内容の事例もあったものの、素直で率直な思いや相談を受けることができた。ところが、教員として教鞭をとりながら相談員となった途端に、学生からの相談件数は激減し、相談内容もがらりと変わった。教鞭をとっていると、授業中、学生に注意をしたり叱ったりするが多くなる。その姿を見ている学生は、「私を、たちまち相談しがたい存在と捉えるようになったのではないだろうか」との発言があった。

筆者は、その体験談を聞き、目からうろこが落ちる思いがした。学生は、自分が困ったときや協力を得たい時でさえも、よく叱られる（指導を受ける）教員には相談を依頼しない傾向にあるのだろう。相談する学生と相談を受ける教職員との間に、「相談」に対するこうした考え方の相違を、相談業務に携わる者は、必ず念頭に置いておかなければならぬのではないだろうか。

(3) シンポジウム⁹⁾

シンポジウムでは、3つの事例報告と指定討論がなされた。

1つは、国立大学における「『なんでも相談』ネットワークによる教職員との連携について」¹⁰⁾であった。この大学では、何度かの組織編成にて設置された学生総合支援センターにおける『学生なんでも相談室』が、「修学、生活、健康、就職」支援の中心的機能を担うようになり、この相談室を含む支援センターと各部局に設置されている「学生なんでも相談室分室」との連携についての報告であった。相談室に専任カウンセラーが配置されたことによって、相談室が大学コミュニティーに対して、教職員に対する研修や教職員向け学生対応ガイドブックの発行、学生ピアサポート活動の運営などの積極的なアプローチができるようになったことが報告された。そして、そのような活動が、相談室の来談件数に連動して現れ、

特に継続面接数が年々増加している点や、支援活動を通して関係教職員との協働関係も地道に深まった点が紹介された。今後の課題として、分室について、全ての部局で十分に活用されているとは言い難い点と、学生に向けた相談窓口という機能だけでなく、分室において教職員が学生対応のことを遠慮なく相談できる、あるいは関係者が連携対応できる組織としての機能（教職員同士のピアサポート機能）をより一層強化する必要性が挙げられた。

2つは、私立大学における「学生相談を核とした全学的支援の展開－学生と大学をつなぐ『よろず相談』の活用－」¹¹⁾であった。この大学では、54年間にわたり学生相談を行っている。相談所の目的は、学生生活上、修学上の問題の解決であるが、学生の自発性や独自性を尊重しながら、自立した個人を育成することを指針とし、個々の学生をその成長・発達に即して支援すること、そしてそれを通じて学生のニーズを把握し、大学全体に還元することによって、学生相談の視点から教育と学生支援を支えることを役割としている。また、相談活動の特色として、①充実したカウンセリングとガイダンス、②体験的・実践的プログラムの展開、③全学的学生支援への働きかけ、が紹介された。その結果、取り組みの有効性として、平成16年度では、来談者数545名（在学生数比率3.3%）、延べ数3,854名の約8割から、助言の適切性や有効性について、肯定的な評価をもらえたことが報告された。また、その有効性によるものとして、①問題の深刻化の予防、②教職員からのコンサルテーションの依頼件数の着実な増加、③退学率の低さ〔平成16年度実績 0.8%（私大全国平均 3.3%）〕、について報告された。今後の課題として、現在の学生のコミュニケーションスキルの不足、登校しない学生の存在、教員・保証人からの相談の増加、心理的な問題や家族関係の問題の深刻化などが挙げられた。

3つは、高等専門学校における「高等専門学校での特別支援教育の取組み」¹²⁾であった。平成19年度に文部科学省が公募した「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に「高等専門学校での特別支援教育推進事業」で採択された高等専門学校（以下、高専）での具体的な取組みが紹介された。この事業では、外部の専門機関と連携を取り、特に発達障害に焦点を当てて、発達障害の（またはそうであろうと思われる）学生の困っていること、苦手なことを把握し、その学生たちが、学校生活や社会生活に適応できるように支援していくことを目標にし、事業を展開している。「特別支援教育」のプログラムは、生活支援、修学支援、就労支援を柱としている。その対象として、従来内部疾患も含めて、心身に障害があつたり、持病があつたりする幼児・児童・生徒に焦点が当てられてきた。しかし、医学的診断が確立してきた現在では、発達障害を持つ幼児・児童・生徒または学生の特徴の理解と適切な対応や支援に特に注意が向けられている。文部科学省の調査では、普通教室に在籍している児童・生徒のうち、6.3%が発達障害を持っていて、支援を要することがわかっていることをふまえ、報告者は、診断のない者を含めると潜在的にはより多くの発達障害のある学生が、大学や高専に在籍している可能性があることを指摘した。例えば、レポートが書けない、課題の提出期限が守れない、予定のリセットができない、対人スキルが未熟、クラスの中で孤立しているなど、修学、就労、生活での特徴点を説明し、支援プログラムの実施や改善、評価などで階層的支援の重要性を提起した。

指定討論では、学生への対応方法として、個別面接のほか、合宿などを含めたグループカウンセリングやメンタルヘルス関係の講演会などが開催されている大学も紹介された。

第3章 本学の特色と今後の課題について

3.1 研究協議会から見えてくる本学の特色

本学では、組織・連携・教育面において、教員間のファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development: FD) 研修会を、職員間のスタッフ・ディベロップメント (Staff Development: SD) 研修会を定期開催して、お互いの能力向上を図っている。また学生に対しては、オフィスアワーを設定し、各専攻の学年ごとに、複数の教員で構成される担任制をとっている。この担任制は、一般大学では教員ごとに編成される少人数のゼミ形式に似ているが、本学では、専攻と学年別によるクラス編成をおこなっているため、一クラスの学生数は多い（30～60数名）。また、前述している通り、本学は、学生相談室の運営を行っている「学生相談委員会」に加え、「修学支援委員会」、「就職支援室委員会」、「ハラスマント委員会」、「学生委員会」が組織されている。そのため、学生相談室には「修学」、「生活」、「健康」、「就職」への支援の中心的機能を担う「なんでも相談室」的な要素ではなく、それぞれの機能を各委員会に分化させている。したがって、組織の体制面では、大規模な大学と比較しても劣ることはないものと思われる。

また、専任カウンセラーの配置はないものの、小さな大学で教職員数も40人程度であるため、同一教職員が複数の委員会に所属している。さらに、小規模ゆえに教職員間のコミュニケーションが比較的取りやすい環境にあるため、機能の分化により起こり得る連携の低下は少ないと思われる。しかし、一教職員の技量に委ねている現状も存在し、個人への負担が大きくなる危険性は否定できない。

3.2 今後の課題

3.2.1 詳細な現状を把握するために

現状では、学生相談委員が把握・集計できる相談事例は、委員に寄せられた相談のみが対象となっている。

学生にとって、「ちょっといいですか」と気軽に相談できる機会こそが、事態が深刻化する歯止めのきっかけとなるものと考え、今後は、相談委員以外の教職員が受けた相談事例を把握すべきであると考える。また、本学における相談事例の全体像や学生の特徴を理解するためには、相談学生のプライバシーを遵守しつつ、相談者の属性（性、学年、専攻など）を明らかにすることが重要であると考える。

3.2.2 学生の立場から考える相談のあり方について

相談無きところに問題解決の糸口は見出せないのは事実である。気軽に相談できる機会や相談者の存在は、学生生活により良い指標を示すものとなることは、容易に想像できる。

教員は、日頃から素行や成績が悪く指導の対象となる学生からさえも相談を受けることがあれば、その学生の相談に応じるだろう。しかし、何らかの原因で相談することができない学生や、よく叱られる（指導を受ける）教員を避けたいと思っている学生は、教員には相談しないものと考えられる。学生にとって、相談する相手を決めるポイントは、相談を依頼しようとする教職員の人間性や自分自身との信頼関係の深さであろうか。または、授業や修学に関する教育的な内容に応じてもらえそうな教職員、深刻な問題を相談できそうなカウンセラー的な立場の教職員、気軽に悩みを聞いてもらうことができそうな教職員など、学生は、相談内容によって相談をする教職員を分別しているのだろうか。今後、調査などを通して実態を把握し、学生の立場にたった相談室の在りかたを検討する

必要があろう。

3.2.3 「発達障がい」などへの対応について

発達障がいなどを有する学生への対処方法や教育指針などが未確立であるため、現状を把握したうえで、今後の課題として取り組む必要があろう。

3.2.4 相談技術の向上とメンタルヘルスへの体制づくり

本学の相談業務は、一教職員の技量に委ねられているのが現状である。学生へのより良き相談対応を確立するためには、相談委員や他の教職員に対し、相談スキルを向上させるための研修や演習が必要であると思われる。また、教職員の過密業務による心的負担を軽減させるために、専門家への相談やコンサルテーション体制の整備が必要であると考えられる。

謝 辞

本委員会からの推薦ならびに理事からの承認を受けて、本学の代表として「平成20年度メンタルヘルス研究協議会」に参加させて頂きましたことを深く感謝致します。

この貴重な経験を活かし、今後も引き続き、学生諸子に支援という形で還元できるよう努力したいと思います。

お断り

「障害」の代わりに「障がい」という表現が一般的になっている昨今、可能な限りその使用に配慮したが、報告書からの引用文においては、記載されている原文のままの語句（「障害」）とした。

〔文献〕

- 1) 文部省高等教育局 大学における学生生活の充実に関する調査研究会 大学における学生生活の充実方策について（報告）－学生の立場に立った大学づくりを目指して－. 2000, p.7.
- 2) 独立行政法人日本学生支援機構編 大学と学生. 第70号, 2009, p.10.
- 3) 下山晴彦 近年の大学の変化と学生相談の役割. 精神療法 2007, 33 : 544.
- 4) 平成20年度 メンタルヘルス研究協議会プログラム, p.1.
- 5) 2009年度大阪河崎リハビリテーション大学 学生便覧, p.29-30.
- 6) メンタルヘルス研究協議会 平成20年度報告書. p.18-28.
- 7) 平成20年度メンタルヘルス研究協議会プログラム. p.26-51.
- 8) メンタルヘルス研究協議会 平成20年度報告書. p.52-53.
- 9) メンタルヘルス研究協議会 平成20年度報告書. p.81-96.
- 10) メンタルヘルス研究協議会 平成20年度報告書. p.81-82.
- 11) メンタルヘルス研究協議会 平成20年度報告書. p.83-84.
- 12) メンタルヘルス研究協議会 平成20年度報告書. p.85-86.